

三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例 (審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定により設置する三田市障害程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、20人以内とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>三田市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例 (審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定により設置する三田市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、20人以内とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)			第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)		
区分	報酬額		区分	報酬額	
省略			省略		
障害程度区分認定審査会	会長	日額 15,500円	障害支援区分認定審査会	会長	日額 15,500円
	委員	日額 15,000円		委員	日額 15,000円
省略			省略		